

雇用調整実施事業所の出向推進の状況に関する申出書

本申出書は、能登半島地震豪雨・半島過疎臨時特例に係る初回の休業等実施計画（変更）届を提出するときに併せて提出してください。

出向推進の取組の状況について次のとおり申し出ます。

年	月	日	事業主	住所 〒	－
			又は	名称	
			代理人	氏名	
申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記載を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記載（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記載等を、下欄に申請者の記載をしてください。					
労働局長 殿	事業主	住所 〒	－		
(公共職業安定所長経由)	又は	名称			
	(提出代行者・事務代理者)	氏名			
	社会保険労務士	氏名			

（以下「はい」「いいえ」を選択してください。「いいえ」の場合は支給要件を満たしません。）

1. 管轄労働局長の求めに応じて出向の実施状況を報告するとともに、管轄労働局長による当該内容に係る調査、確認に応じることに同意する事業主である。	(はい・いいえ)
（以下「はい」「いいえ」を選択してください。いずれかに「はい」がない場合は支給要件を満たしません。）	
2. 当該特例の対象期間において、出向に係るあっせんを行う機関に出向元事業主として登録を行っている事業主である。	(はい・いいえ)
3. 当該特例の対象期間において出向を実施しており、今後も継続することが見込まれる事業主である。	(はい・いいえ)
4. 当該特例の対象期間において、出向先の事業主と出向契約の締結に向けた調整を行っている事業主である。	(はい・いいえ)
5. 2～4に該当しないが、出向に適切に取り組む意思がある事業主である。	(はい・いいえ)

※5において「はい」を選択した場合、その緊要度を記載してください。
2～4に該当しないその他取組を既に行っている場合にはその内容も以下に記載してください。
（「その他取組」とは、公益財団法人産業雇用安定センターやILAC能登、商工会議所等との相談を含みます。）

緊要度	(①今すぐにも検討したい・②3ヶ月以内には検討したい・③その他)
具体的な内容	

注意

2～5の該当する次のいずれかの添付書類とともに、本申出書を提出してください。

（2～5全てに該当したとしても添付書類は2～5いずれかに応じたもののみで差し支えありません。）。

- ・ 2に該当する場合（添付書類）

⇒公益財団法人産業雇用安定センター等の出向に係るあっせんを行う機関に、出向元事業主としての登録を行っていることが分かる任意の書類

- ・ 3に該当する場合（添付書類）

⇒出向契約書の写し、雇用調整助成金の出向に係る計画届の写し、産業雇用安定助成金に係る計画届の写しのうちいずれかの書類

- ・ 4に該当する場合（添付書類）

⇒出向契約締結に向けた調整過程が分かる任意の書類

- ・ 5に該当する場合

⇒出向に適切に取り組む意思があることを確認するため、都道府県労働局長が求める書類である「【参考様式】出向意向に係る確認について」を併せて提出してください。